

家庭・中小中堅企業 の皆様へ

省エネ・新エネ機器導入のための 補助金制度です。

家庭・事業者向けエコリース促進事業 〈環境省補助金事業〉

Point.1

家庭・中小中堅企業が
省エネ・新エネ機器を
リースで導入した場合に
ご利用できます。

Point.2

お支払いいただくリース料に対して
国から3~10%の補助金
が交付されます。

◆東北3県(岩手、宮城、福島県)10%、節電対策機器 5%、その他 3%

Point.3

多様な機器が対象なので、
店舗や工場などでの
省エネ・節電にも役立ちます。

Point.4

補助金申請**手続きが簡単**です。

☘ご利用に当たっては、下記のホームページに掲載
されている指定リース事業者までお問合せ下さい。

エコリース促進事業

検索



補助金制度を 利用しましょう!

補助率別のリース契約の要件	補助率 10%	【東日本大震災被災地(東北3県)リース支援事業】 ①又は②のいずれかに該当する場合となります。 ①リース先が東北3県のいずれかに本店所在地がある企業又は住民票のある個人であること。 ②リース機器が東北3県のいずれかに設置されるものであること。 ●本店所在地が東北3県にあれば、東北3県以外にリース機器を設置する場合もご利用になれます。 ●本店所在地が東北3県以外にあっても、東北3県にリース機器を設置する場合はご利用になれます。
	補助率 5%	【節電対策リース支援事業】 ●エコリース促進事業の対象機器のうち節電効果が特に高い25製品群を対象とするリース契約。
	補助率 3%	●エコリース促進事業の対象機器のうち、上記の節電効果が特に高い機器以外を対象とするリース契約。

エコリース促進事業とは、中小企業等が省エネ・新エネ機器をリースで導入した場合にご利用できる環境省の補助金事業です。

対象となるリース先
 個人(家庭)、個人事業主、中小企業又は中堅企業です。
 中小企業、中堅企業は、以下に該当するものが対象となります。
 ●資本金10億円未満の会社法上の会社。
 ●常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人等。

対象となる機器
 ●環境省が定める基準を満たした省エネ・新エネ機器が対象となります。
 ●ボイラー、コジェネレーション、工作機械、業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵庫、ショーケース、建設機械、太陽光パネルなどの幅広い分野の機器が対象となります。
 ●新品のみが対象となります。
 ただし、購入等により引き渡しを受けた日から3ヶ月以内の機器をリース契約にした場合についてはご利用いただけます(リースバックの特例)。

対象となるリース契約
 ●指定リース会社とのリース契約が対象となります。
 ●ご利用いただけるリース契約の金額は以下のとおりです。
 個人(家庭):65万円以上2億円以下。
 個人事業主・企業・医療法人等:300万円以上2億円以下。

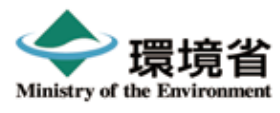
お手続き
 ●リース会社が補助金申請の手続きを行うので、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
 ●導入機器によるCO₂削減量等のモニタリング報告は必要ありません。

〈注意事項〉ご利用に当たっては、リース先はリース物件の補助対象機器の基準適合確認資料を添付したエコリース促進事業利用申込書を指定リース事業者に提出する必要があります。また、指定リース会社による所定の審査が必要です。

●補助金制度のお問合せは



一般社団法人
ESCO 推進協議会
 JAESCO Japan Association of Energy Service Companies
 エコリース促進事業部



東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3階
 TEL 03-5212-1606 FAX 03-5212-1607
<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>

※このパンフレットは資源の有効利用、および地球環境保護のために古紙配合率100%の再生紙と植物性インキを使用しています。